

受検申請手続きの注意事項

■監理団体・受検企業の皆様へ

重要！

技能検定の合格は技能実習生・受検企業にとって『最優先事項』です。実習生が安心して受検し、1回目の試験で合格できるよう試験に向けた練習、学習をお願いします。

○試験に必要な設備のほか、支給材料・使用工具類については、原則全て受入企業で受検者人数分の準備をお願いします。実施要領に記載の設備基準に基づき、「支給材料」「試験場で準備するもの」「試験に使用する器具」等の準備をお願いします。

※一部当協会で支給する材料があります。「別紙：当協会で準備する設備・材料等について」を参照してください。

○試験実施にあたって選任される検定委員については、受検職種・作業について精通されている方をお願いします。なお、基礎級では受入企業の方、随時級においては受入企業外の方を選任してください。

■試験会場連絡についてのお願い

新潟県では出張形式（各企業等へ協会職員を派遣）で試験を実施します。

試験日決定後に協会より送付する「技能検定試験会場連絡票」及び会場までの地図を必ずご提出ください。試験会場を変更する場合は、試験日の2週間前までにご連絡ください。変更先によっては改めて日程調整をしていただく場合があります。試験日まで「技能検定試験会場連絡票」及び地図の提出が無い場合や、会場の登録内容が誤っている場合は試験を実施できません。試験会場は受入企業と監理団体の間でよく確認してください。

新潟県職業能力開発協会

検定課 外国人技能実習生担当

〒950-0965

新潟市中央区新光町15-2

新潟県公社総合ビル4階

TEL 025-283-2155

FAX 025-283-2156

第1章 技能検定受検の事務手続きについて

1 試験実施までの事務手続き

(1) 受検手続支援サイトへの登録

監理団体は外国人技能実習機構（以下、「機構」という。）の受検手続支援サイトへ以下の時期を目安に受検希望の情報を登録してください。

基礎級	技能実習1号終了の遅くとも6か月前まで
随時3級	技能実習2号終了の遅くとも12か月前まで
随時2級	技能実習3号終了の遅くとも12か月前まで

※新潟県の公示職種は当協会のホームページに掲載していますのでご確認ください。

当協会が上記の登録情報をもとに試験日程調整作業を進めます。なお、登録情報に不備があり機構の承認が得られない場合は受検者情報が確認できませんので、承認が得られたかご確認ください。また、機構承認後登録内容を変更した場合は必ず当協会までご連絡ください。

(2) 試験予定日の調整

上記(1)の登録情報の**実習期間満了月の4か月前**に試験日を設定します。試験予定日は**試験実施月の原則2か月前**に連絡します。提示された日程を監理団体から受入企業に確認し、実施可否を当協会へご連絡ください。連絡が無いと試験日が確定されませんので**必ず実施可否を当協会へご連絡ください。**

なお、試験日の設定を実習期間満了月の4か月前より早く希望される場合は、当協会へご連絡ください。

(3) 受検申請手続き（管理団体→協会）

試験日確定後に当協会より管理団体宛に受検申請書類を送付します。同封の案内に沿って受検申請手続きを行ってください。提出書類等は下記のとおりです。

①受検申請書

②受検手数料納入証明書（銀行明細・ATM明細・WEB取引明細）写し

受検区分	受検手数料※非課税	備考
実技試験	18,200 円	受検者1名につき
学科試験	3,100 円	受検者1名につき

※振込名義は管理団体名・企業名いずれでもかまいません。

③技能検定委員選任届

④技能検定試験会場連絡票、地図

⑤特別教育修了証の写し※受検職種で必要な方のみ

※受検手数料の振込及び受検申請書の**提出期限は試験日の1か月前まで（必着）**です。

(4) 受検票等の発送（協会→管理団体）

受検申請手続き（受検申請書の提出及び受検手数料の振込）を確認後、受検票、実技試験実施要領及び実技試験問題を監理団体宛てに送付します。

届きましたら内容物を確認し、速やかに試験会場（受入企業等）の責任者へ確実に渡していただき、試験の準備をお願いします。

なお、中央職業能力開発協会ホームページの試験問題公開サイトにて、過去問題の閲覧が可能です。練習や材料・工具の手配に活用ください。

2 試験日までの必要な準備

(1) 試験会場・設備・材料等の準備

試験に必要な設備のほか、支給材料・使用工具類については、原則全て受入企業で受検者人数分の準備をお願いします。受入企業は次ページの『第2章 技能検定試験の実施について(1)試験の実施に必要な設備、支給材料等の準備』を必ずお読みください。

監理団体は試験の前日までに、実技試験実施要領を基に、最終的な準備が整っていることを確認してください。会場の設備等に不備がある場合、試験は実施できません。

3 合格発表について

(1) 受検手続支援サイトへの登録

試験終了後2週間以内を目安に、試験結果を受検手続支援サイトに登録しますのでご確認ください。

(2) 合格証書・一部合格通知の送付

合格者には監理団体宛に試験実施後1か月半程度で新潟県庁から合格証書が送付されます。また、実技試験の一部合格者には監理団体宛に試験実施後3週間程度で当協会から一部合格通知（基礎級を除く）が送付されます。

4 再試験について

(1) 再試験の回数について

実技試験及び学科試験の両方又は一方が不合格の場合、**1回に限り再受検することができます。**不合格の場合は監理団体の担当者に通知しますので、通知後2週間以内に再試験の受検について回答を当協会へ伝えてください。

(2) 再試験の手続きについて

再試験予定日は監理団体（受入企業）の希望する日を勘案し調整します。

なお、学科試験会場は、原則として当協会となります。再試験の日程調整後、当協会から監理団体宛に受検申請書類を送付しますので、速やかに次の①～③の手続きを行ってください。

- ①受検手続支援サイトへ再試験の申請登録
- ②受検手数料の納入（受検する試験のみの手数料となります）及び申請書類の提出
- ③申請受理後に当協会より発行される受検票等を受検者へ送付

第2章 技能検定試験の実施について

1 試験会場の準備と試験の実施

(1) 試験の実施に必要な設備、支給材料等の準備

- ・実技試験の準備にあたっては、監理団体（受入企業）は実技試験実施要領を熟読し、**実施要領に記載の設備基準に基づき、試験実施に必要な設備や支給材料等の準備及び管理**をお願いします。試験当日、協会職員が設備・支給材料等を確認します。

※職種により一部当協会で支給する材料があります。別紙：当協会で準備する設備・材料等についてを参照してください。

- ・学科試験会場は問題漏洩防止のため隔離された部屋（問題読上げの音が外に漏れない会場）のご用意をお願いします。

(2) 試験当日の留意点

- ・実技試験中の事故等不測の事態に備え、**必ず受入企業関係者の立会いをしてください。**
- ・試験中及び完成品の写真撮影、SNS への掲載等は一切禁止とします。

※以下の場合には試験が実施できませんのでご注意ください。

- 「技能検定試験会場連絡票」の登録内容に誤りがあり、協会職員が到着できない場合
- 実技試験や学科試験の準備がされていない場合（会場・設備の不備）

(3) 持参品及び使用工具等について

- ・受検者に**受検票と実技試験問題を必ず持参させてください。**
- ・試験によって実技試験問題への事前メモができないものがありますので確認してください。
- ・持参工具の貸し借りは禁止です。

(4) 試験の実施について

学科試験

- ・協会職員と受検者以外の入室はできません。協会職員が注意事項を説明した後、受検者からの質問を受け学科試験を開始します。
- ・試験問題の読み上げは、基礎級及び随時3級は希望する場合のみとなり、随時2級は読み上げをしません。

実技試験

- ・協会職員が注意事項を説明した後、実技試験を開始します。試験開始後は、通訳の方からの母国語での助言や合図、関係者による指導、手を貸したりする行為は不正行為となり、試験中止のうえ失格（不合格）となります。

※試験の順序は原則として、学科試験・実技試験の順に実施します。実技試験から実施を希望する場合は協会職員に申し出てください。

Q & A（よくお受けするご質問）

1 受検申請に関して

Q. 受検申請はどのタイミングで行ったらよいか？

A. 円滑な試験実施のためにも、技能実習計画の認定を受けたら速やかに受検手続支援サイトへ受検申請をしてください。申請が遅れると受検日程の確保が難しくなる場合があります。

Q. 受検手続支援サイト承認後に、申請内容の変更（帰国、転籍、監理団体の住所変更等）が生じた場合はどうしたらよいか？

A. 必ず当協会へ電話または FAX にてご連絡ください。（TEL 025-283-2155/FAX025-283-2156）また、機構へも変更連絡をしてください。

Q. 試験日はいつ頃になるか？ 希望に沿った試験日となるか？

A. 原則として、実習期間満了の 4 か月前に受検できるよう試験候補日を当協会が設定し、監理団体へ連絡します。

なお、全ての受検申請に対し計画的に試験を実施する必要があるため、個別の受検希望日に添えない場合がありますことをご了承ください。なお、試験日を早い時期に希望する場合は、当協会までご連絡ください。

Q. 試験日の変更や取消しは可能か？

A. 受検票の発送後は、いかなる理由であっても申請内容の変更や取消しには応じられません。但し、当協会が監理団体宛てに受検票を発送する前であれば、申請内容の変更や取消しに応じます。

Q. 試験を取消した場合に返金されるか？

A. 受検票の発送後は、いかなる理由であっても受検手数料の返金には応じられません。

（新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例第 5 条）但し、当協会が監理団体宛てに受検票を発送する前であれば、申請取消しに伴う受検手数料の返金に応じます（振込手数料は受検者側負担）。

Q. 試験会場を指定することは可能か？

A. 可能です。受検支援サイトの受検予定地には実技試験会場住所を登録してください。また、当協会から送付する「技能検定試験会場連絡票」に詳細を記入し、試験日 1 か月前までにご提出ください。なお、試験日決定後に試験会場を変更する場合は、改めて日程調整をしていただく必要があることをご理解の上で変更の申入れをしてください。試験日当日の会場指定はできません。

2 試験全般に関して

Q. 公開用問題を入手するにはどうしたらよいか？

A. 当協会ホームページより申込書をダウンロードし、必要事項ご記入後、当協会へ FAX してください。(FAX 025-283-2156)。内容確認後に入金案内を送ります。

入金確認後、ご指定の住所に発送いたします。なお、中央職業能力開発協会のホームページ「技能検定試験問題公開サイト」にて閲覧することが可能（印刷不可）ですので、申し込む前に一度ご覧いただくことをお勧めします。

Q. 試験時間はどれくらいか？

A. 下記のとおりです。

実技試験	・ 級及び職種（作業）により異なります。実技試験実施要領または実技試験問題をご確認ください。
学科試験	・ 基礎級 ： 1 時間 ・ 随時 3 級： 1 時間 ・ 随時 2 級： 1 時間 4 0 分 ※但し、試験開始 3 0 分経過後、受検者が回答が終了した場合は回答用紙を提出し退出することができます。

Q. 実技試験の支給材料・試験用設備（工具・道具類）とは何を準備すればよいか？

A. 受検申請手続き完了後に送付する実技試験実施要領及び実技試験問題をご確認のうえ準備をお願いします。なお、一部の級及び職種（作業）においては、当協会が指定する団体または事業者から材料を購入していただく場合があります。

Q. 試験中に監理団体や受入企業の関係者が立ち会うことは可能か？

A. 実技試験は立ち会い可能ですが、学科試験は立ち会うことはできません。

Q. 受入企業で学科試験を行う場合、どのような部屋を用意すればよいか？

A. 原則として、会議室等の隔離できるスペースを提供してください。やむを得ずオープンスペースとなる場合は、人払いをしていただく等、試験の様子が見えない（聞こえない）環境としてください。なお、監視カメラや音声レコーダーが設置されていたり、外部に音が漏れるような環境では実施できませんのでご注意ください。

Q. 実技の講習会は実施しているか？

A. 当協会では実施しておりません。

Q. 学科試験と実技試験は同日に行われるのか？

A. 同日に実施します。

3 試験実施後に関して

Q. 合格基準（実技・学科）は？

A. 下記のとおりです。

実技試験	100 点満点中 60 点以上 ※但し、製作等作業試験の他に判断等試験・計画立案等作業試験を実施する職種についてはそれぞれの試験区分で合格基準点を満たす必要があります。
学科試験	・基礎級は問題数の 60%以上の正答率 ・随時 3 級及び随時 2 級は問題数の 65%以上の正答率

なお、その他の採点基準については非公開のため、お答えできません。

Q. 試験結果はいつどのように分かるのか？

A. 試験日から 2 週間以内を目安に受検手続支援サイトに試験結果を登録します。

Q. 技能士合格証書はいつ交付されるか？

A. 試験実施日が属する週から 1 か月半程度で新潟県庁から監理団体宛に送付されます。なお、一部合格通知については試験実施日が属する週から 3 週間程度で当協会から監理団体宛に送付します。

Q. 技能士合格証書の再発行は可能か？

A. 可能です。新潟県庁雇用能力開発課（TEL 025-280-5263）へお問い合わせください。

Q. 不合格の場合に通知はあるか？

A. 初回試験に不合格となった場合は、試験日から 2 週間以内に、監理団体の担当者へ通知します。通知を受けてから 2 週間以内に再試験の受検意向について当協会へ伝えてください。

なお、再試験に不合格の場合は通知しませんので、受検手続支援サイトで試験結果を確認してください。

Q. 再試験は何度でも受けられるのか？

A. 再試験は 1 度に限ります。

但し、残りの実習期間が少ない場合は、再試験の設定ができないことがあります。